



消費者 注意報

フリーマーケットサービスの トラブル!

インターネット上で個人同士が商品等を売買できるフリーマーケットサービスを利用する人が増えており、最近では、生前整理や終活を目的とした高齢者の利用も多くなり、トラブルも増えています。そこで、トラブル事例の紹介と注意点をお伝えします。



事例

- ブランドバックを購入したが届いたのは偽物だった。売主に連絡が取れない。
- 売り主から、お金がないので商品到着前に受け取り評価して欲しいと言われて応じたところ、届いた商品はまったく価値のない別の物だった。
- フリマアプリで洋服を出品し、購入者に商品を発送したが購入者から「商品が届かない」と苦情を受けた。

トラブルにあわないために

- ・フリマサービスは個人同士の取引です。
- ・トラブル解決は当事者間で図ることが求められていることを理解しましょう。
- ・購入前に疑問点を出品者に質問したり、商品の発送には追跡が可能な方法を取るなど、トラブルの未然防止を心がけることが大切です。
- ・買主は必ず届いた商品の中身を確認したうえで「受取評価」などの手続きをしましょう。説明と違う商品が届いた場合は受取評価をせずに売り主と冷静に交渉してください。
- ・フリマサービス運営会社は、取引の安全性を確保するために取引ルールや保証制度、保証の適用条件を詳細に設けています。それらの内容を確認し、取引ルールを必ず守りましょう。

☆困ったときは長与町役場相談窓口または
長崎県消費生活センターへご相談ください。

問 長崎県消費生活センター ☎824-0999
長与町消費生活相談窓口 ☎883-1111

年金 だより

こんなときには、 こんな手続きを

問

日本年金機構長崎北年金事務所 ☎861-1354
日本年金機構長崎南年金事務所 ☎825-8701
役場健康保険課年金係 ☎801-5821

その時々届出を忘れると、将来、年金がもらえない場合もありますので、手続きは必ず行いましょう。

●保険料について

こんなとき	手続き	必要なもの
保険料を納めるのが困難	全額免除・一部免除申請	<input type="checkbox"/> 年金手帳または基礎年金番号通知書 <input type="checkbox"/> 失業を理由とするときは「雇用保険被保険者離職票」・「雇用保険受給資格者証」など
50歳未満の方で保険料を納めるのが困難	納付猶予申請	
学生で保険料を納めるのが困難	学生納付特例申請	<input type="checkbox"/> 年金手帳または基礎年金番号通知書 <input type="checkbox"/> 学生証の写しまたは在学証明書
<input type="checkbox"/> 座振替を開始・変更する	<input type="checkbox"/> 座振替納付(変更)申出	<input type="checkbox"/> 年金手帳または基礎年金番号通知書 <input type="checkbox"/> 預金通帳 <input type="checkbox"/> 通帳届出印
免除を受けた期間の保険料を納めたい	追納制度の申出	<input type="checkbox"/> 年金手帳または基礎年金番号通知書
納付書をなくした	再発行	<input type="checkbox"/> 年金手帳または基礎年金番号通知書

虐待について知りましょう

虐待は、「人としての尊厳を傷つける行為」です。心身を傷つけられ、気力を奪われ、自分に自信が持たなくなっていく……。これらの状態が続けば続くほど、心身に及ぶ被害は大きくなります。

虐待を防ぐためには、1人ひとりが虐待を問題であると認識し、小さな兆候を見逃さずに早期に発見することが大切です。虐待には以下のようなものがあります。虐待されている人、虐待している人の自覚は問いません。

虐待の種類	内容
身体的虐待	・暴力的行為で痛みを与えたり、身体にあざや外傷を与える行為 ・外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為 (例)・身体への暴行・身体の拘束・無理やり食事を口に入れるなど
心理的虐待	・威圧的な態度、無視、嫌がらせなどによって、精神的苦痛を与えること (例)・怒鳴る・無視する・排泄の失敗などを人前で話して恥をかかせるなど
経済的虐待	・正当な理由なく本人の財産や金銭を使用したり、本人の金銭の使用を制限すること (例)・日常的に必要な金銭を渡さない、使わせない・年金や預貯金を本人の意思・利益に反して使用するなど
性的虐待	・本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為またはその強要 (例)・性器への接触・性的行為の強要など
介護・世話を放棄・放任 (ネグレクト)	・医療や介護サービス・世話を放棄・放任し、生活環境や心身を悪化させること (例)・食事や水分を与えない・おむつの交換をしない・医療、介護サービスを受けさせない ・暖房などの適切な環境をつくらないなど

虐待を発見したとき、または、その疑いがあるときは以下へご連絡ください。

虐待を受けている方	問い合わせ先	連絡先	受付時間
高齢者	介護保険課 地域包括支援センター	Tel: 801-5822 Tel: 887-3008	平日 8時45分～17時30分 (通報の電話は24時間365日)
児童	こども政策課	Tel: 801-5881	
障害者	福祉課	Tel: 801-5827	平日夜間および土日祝・年末年始 ※役場福祉課閉庁時の対応となります。
	指定一般相談支援事業所 和みの里(町委託)	Tel: 860-1717	
	長崎県障害者権利擁護センター (長崎県障害福祉課内)	Tel: 0120-294210	平日 9時00分～17時45分 (土・日・祝日年末年始を除く) ※使用者(会社・企業)による障害者虐待のみ

やってみゅーで手話

「災害の情報に気を付ける」

いつどこで起こるか分からない災害。音だけの情報の場合、耳が聞こえない人には入ってこないこともあります。身近に聞こえない人がいたら、ぜひ災害についての情報を共有してください。



①「災害」
左手は小指と親指を立てて手の甲を相手の側に向けて構える。右手は人差し指、中指、薬指を立てて、左手の上で「災」の上の「くくく」の部分を書くように動かします。



②「情報」
開いた左右の手のひらを外側に向けて、5指をすぼめながら2回耳元に引き寄せます。



③「気をつける」
両手を胸の前で広げて上下に並べ、胸元に引き寄せながらきゅっと握ります。